給 与 支 払 報 告 特 別 徴 収 に係る給与所得者異動届出書 ※1 個人番号および法人番号 (法人番号の指定を受けていない場合は事業主の 個人番号) を記載してください。

[1]異動があった場合は、速やかに提出してください。	法人番号 ※1
大野市長 殿	特別徵収義務者 指 定 番 号 宛 名 番 号 條
年 月 日提出 者 者 称 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者	連担 フリガナ 総当 氏名 電話 () -
給 与 所 得 者 (ア) 個人番号※1 特別徴収税額 (年税額) 徴 収 済 税	(ア) - (イ)
フリガナ 円 月分7	1. 皮職 2. 転勤・転職 3. 休職・長休 (ウ) の額を退職者から 全額徴収して納入。
氏名 (旧姓) (給与の支払を受けなくなった後の住所) 現住所 電話 () - [2]一括徴収をする場合	(4) 座体・育体 (5) 死亡 (6) 会社解散 (7) の額を退職者 本人が納付書で納付 本人あてに納税通知書を送付しますので、その旨を本人にお知らせください。 (5) 死亡 (6) の額を退職者 本人が納付書で納付 人にお知らせください。
	収 予 定 額 1月1日以後 退職時までの 下段届出書[3]は
一括徴収の理由	さ額 上記(ウ)の金額 中 税額については、 給与支払額 新勤務先で記入してください。引き続き新勤務先にて(ウ)の額を徴収する。
 12月31日までの退職者については、本人の同意を得て、5月分までの残額を一括徴収してください。(異動者印必要) 1月1日から4月30日までの退職は一括徴収することが義務づけら 	一括 徴 収 の 方 法 控除社会 保険料額 退職者についても、 給与支払報告書の
れています。(異動者印必要なし) (月 [3]転勤等による特別徴収届出書	日納期限) 提出をお願いします。
	すしてください。) 法人番号 ※1
円を 与 別 	特別徵収義務者 指定番号 新規
A	係
(月 日納期限) 〒 徴収し納入します。 送付先住所	格当 先者 氏名 電話 () -